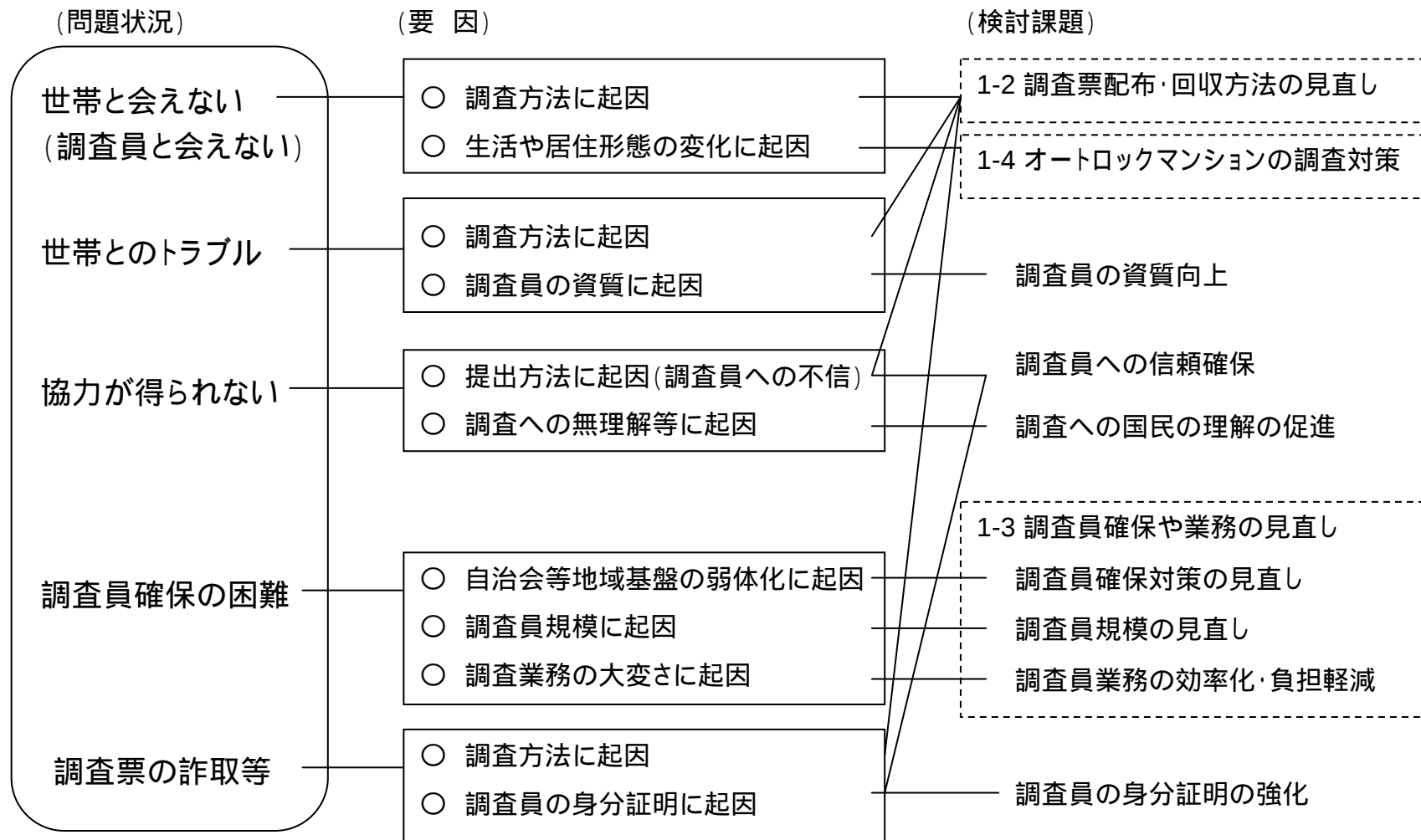


調査方法等の見直しについて(まとめ)

1-1 問題状況に対応して何を見直す必要があるか



1-2 調査票配布・回収方法をどう見直すか

- 主な意見
- 調査員調査に依存という型から脱皮せざるをえないだろうというのが今後の検討課題ではないか。
 - 郵送の方式を主体に置いた調査方法に切り替え、補完という意味で調査員調査を併用していくことが考えられる。
 - 調査員が世帯を訪問することは不可欠。その際、回収方法を確認することが適当ではないか。
 - 調査方法の内容については、行政情報の利用をもう少し正面から考えていいのではないか。

1) 配布方法

(問題点)

世帯と面会できない
世帯とのトラブルの発生(特に、世帯員数の聴取について)

(代替的方法)

A 郵送配布
B 郵便受けへの配布

調査対象の正確な把握のためには、調査員の訪問が必要

(対応策)

調査員が訪問して配布するが、訪問回数を制限し、会えない場合は郵便受けに配布

世帯の居住を確認して世帯名簿を作成。ただし、世帯員数の聴取は行わない

訪問時に回収方法を確認

(課題)

○面接時に世帯員数の聴取を行わないと、調査票から入力が必要。このため公表の遅れにつながる可能性

(課題)

○回収方法 は、郵送等による提出状況の情報をリアルタイムで調査員に伝達する仕組みが必要

○回収方法 は、公表の遅れにつながる可能性

○回収方法 の留意点

・地域等で、不公平という声が出る可能性

・一方、コミュニティ業務として、従来の方法がうまくいっている地域もあることに留意が必要

○少数化する場合、調査員の資質の確保を伴うことが前提

2) 回収方法

(問題点)

世帯と面会できない、連絡が取れない。(世帯の側では、調査票を渡したくても渡せない)

世帯とのトラブルの発生

(調査員への不信等のため)協力が得られない

(代替的方法)

ア 郵送回収
イ インターネット提出
ウ 役場への持参
エ 回収場所の設置

回収率を高めるためには、調査員回収との組み合わせが必要

(対応策の選択肢)

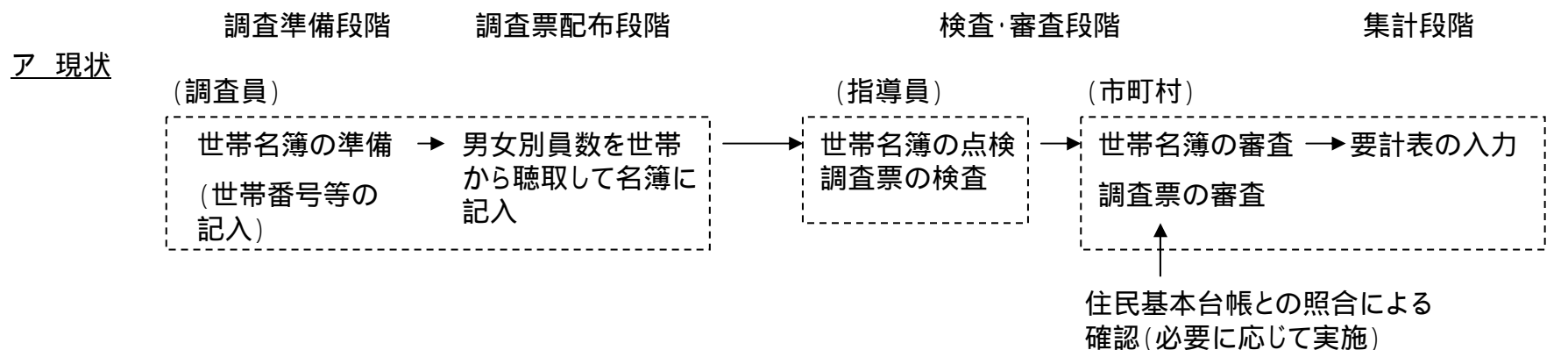
調査員回収を原則とし、代替的な方式を選択可能として申告方法を多様化する

郵送回収・インターネットを原則として、提出のない世帯を調査員がフォローアップ調査する

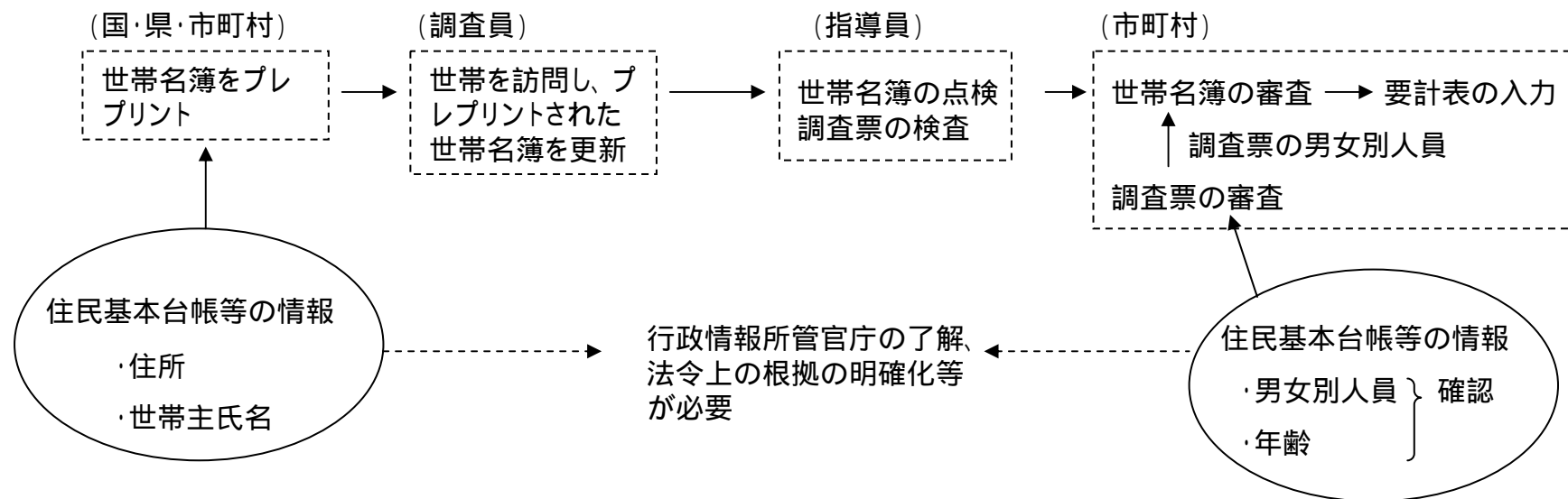
地域等によって方法を変える
(基準: 都市地域かどうか、共同住宅かどうか、地域の選択等)

3) 行政情報の利用

住民基本台帳等の情報の調査への利用可能性について



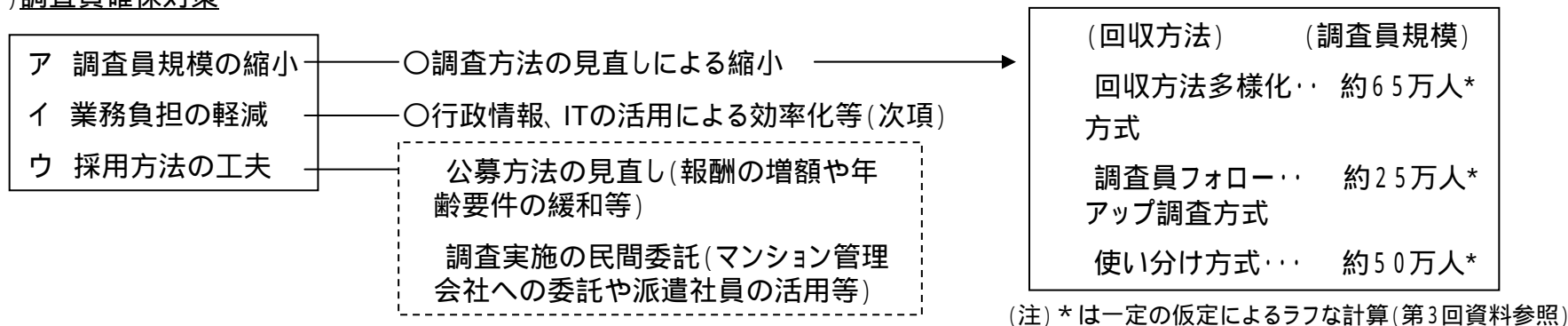
イ 一層の活用方策案



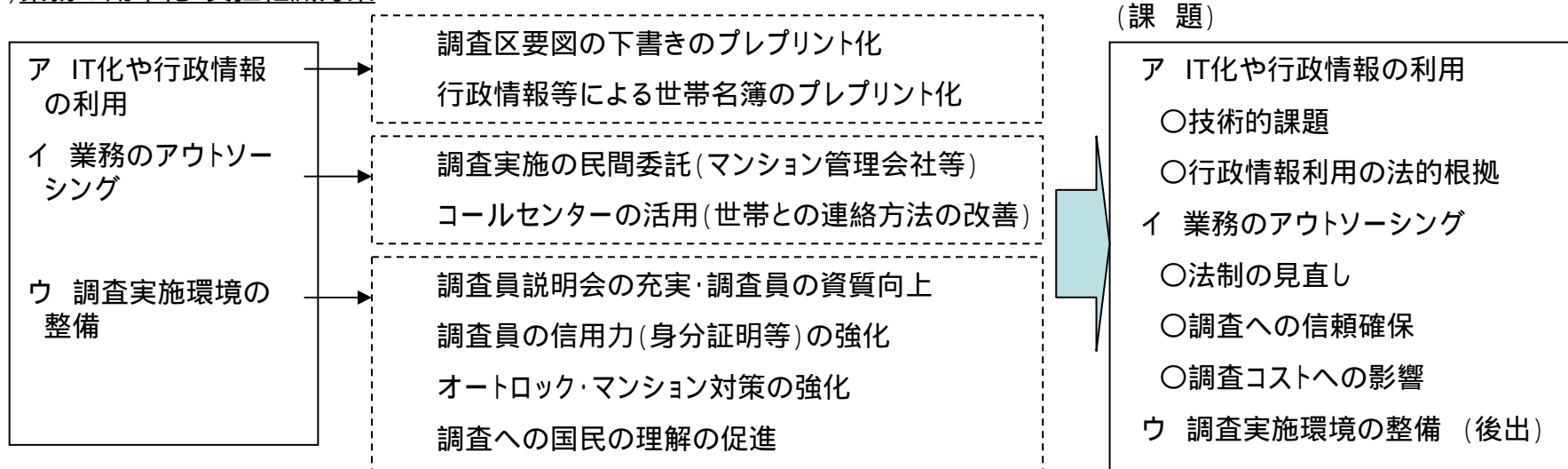
1-3 調査員の確保や業務についてどう見直すか

- 主な意見
- 日本の国勢調査員は海外に比較すると多いので、より効率的で実態に即した調査方法・運用を考えるべき。
 - 大量の調査員を活用する場合には、能力ある人ばかりを選考することは困難なので、住民とのトラブルなどにつながる。
 - 調査員が少なくなればトラブルは減少するが、時間的制約の問題が出てくるので、公表面で柔軟な対応が取れないか。
 - 自治会などを通じた調査員の確保が難しくなっているのなら、民間にアウトソースすることも検討すべき。
 - 民間活用は検討すべきだが、最終的に行政が責任を持って調査を行うという姿勢は必要。

1) 調査員確保対策

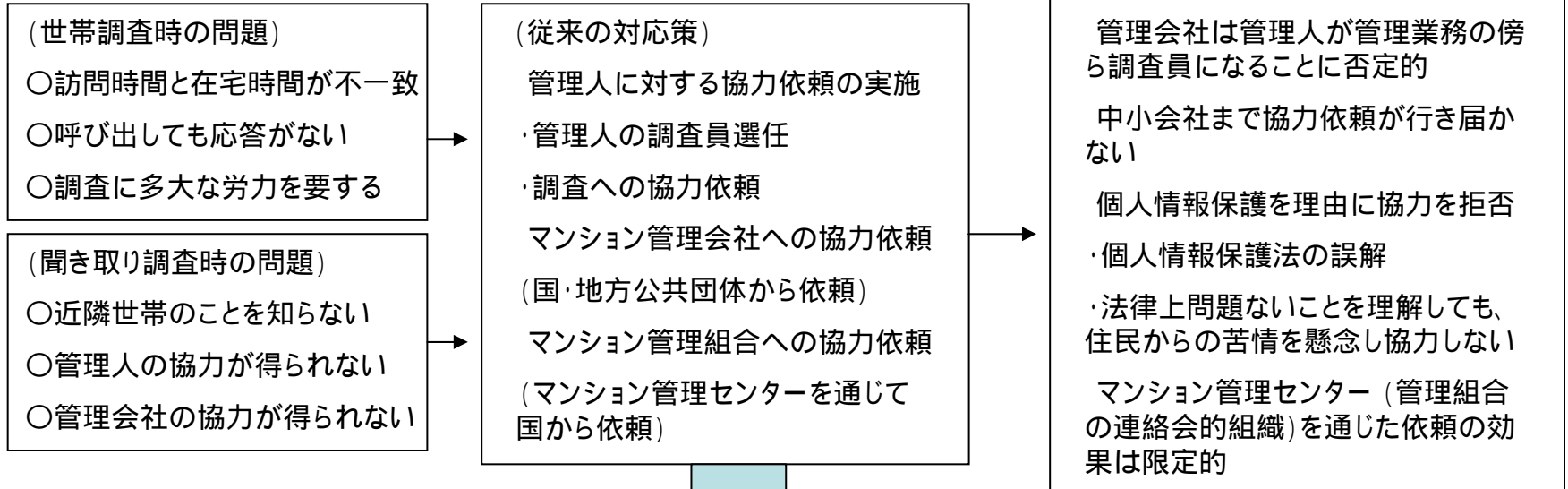


2) 業務の効率化・負担軽減方策

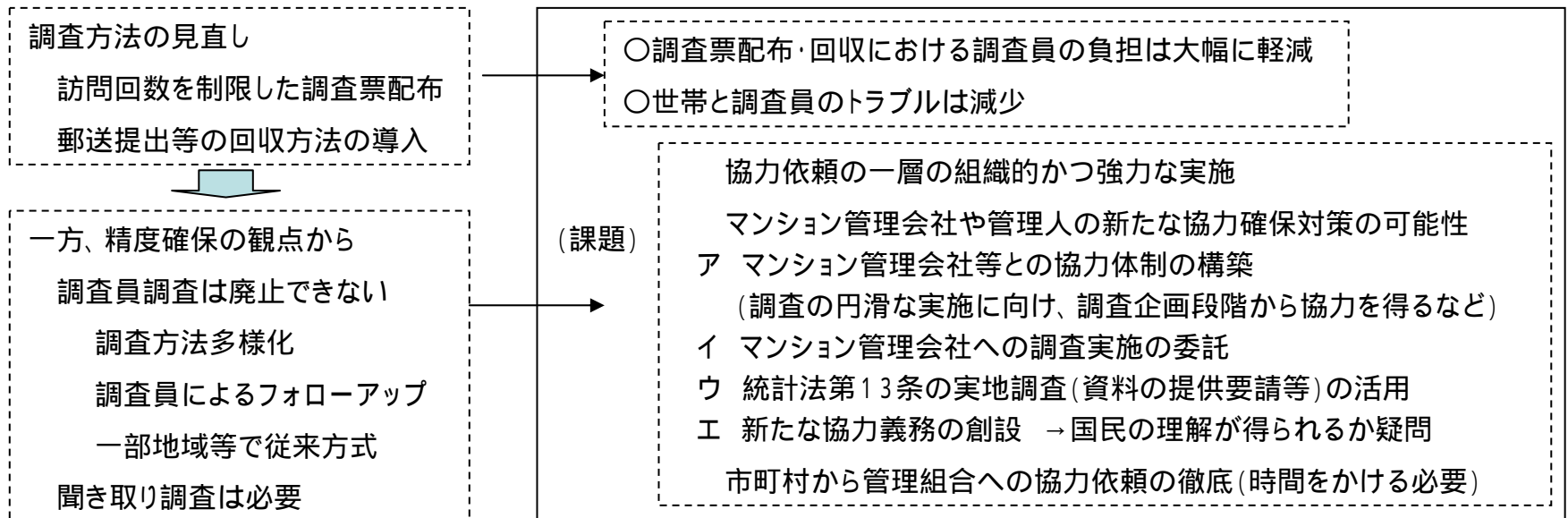


1-4 オートロック・マンションの調査方法をどう改善するか

1) オートロック・マンション固有の問題と従来の対応策



2) 今後の方向性



1-5 調査実施体制や精度の確保をどうするか

1) 指導員業務の見直し

○指導員の業務
調査員の指導業務

調査票の検査業務

○市町村の業務

調査員・指導員の指導監督

調査票等の審査

要計表の入力

(問題点)

○指導員の8割を市町村職員が兼務している実態

・地方公務員法との関係から、世帯照会などの業務を勤務時間外に行う必要

○指導員事務を適正に行うには民間人では困難

・調査員指導は調査員以上の資質が必要

(対応策)

指導員の民間からの登用の増加

・研修の充実による能力向上が必要

市町村業務と指導員等の業務のあり方の見直し

・市町村職員が直接指導員業務や調査員業務を行うことができるような法整備等

市町村の業務負担の軽減

・コールセンター導入等による、市町村業務の効率化

2) 調査精度確保のための体制整備

新たな調査方法の導入

・郵送回収等では、調査員が検査できないので、全封入提出と同じ

3) 公表の遅れがもたらす影響の検討

衆議院小選挙区の画定

国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に選挙区確定審議会が勧告 → 審議会の検討期間との関連

地方交付税の算定

毎年の基準財政需要額を算定するために国勢調査結果を使用

→ 交付税の積算スケジュールとの関連

その他、学界や民間のニーズを含め、公表を遅らせた場合の影響を慎重に検討することが必要

市町村における審査業務が増加

→ 審査体制の充実が必要

記入不備については、電話照会が必須

→ 市町村から、世帯に電話照会を円滑に行うことのできる工夫が必要

(世帯照会番号の導入等)

(参考) 衆議院選挙区画定審議会設置法第4条

第2条の規定による勧告は、国勢調査(統計法第4条第2項 本文の規定により10年ごとに行われる国勢調査に限る。)の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとする。

(参考)

国勢調査の実施に関する有識者懇談会（第3回）意見の整理

事 項	主 な 意 見
1 調査方法について	○調査方法を多様化するのは必然の流れ。試験調査でしっかり実地検証をしながら、進めていくことが必要。 ○今後、調査の実施に当たっては、国民の視点に立ったアプローチをどうしても取り入れざるを得ない。プライバシー意識の高まりを踏まえた上でどう対応するかが課題。 ○単身世帯や共働きの増加など、生活様式が多様化し、人が家にいないことが多くなっており、それが諸問題につながっていると思う。 ○ITの多様化をどう見ていくかも、今後の検討には必要。
2 調査員調査について	○調査員を少なくすれば、質の高い調査員を集めやすくなるが、日数はかかり、時間的な制約の問題が出てくる。公表については、より柔軟な対応がとれないか。 ○自治体の意見に、人材派遣会社から教育された人材を調査員として起用したいとあったが、法令改正して利用できるようするなど考えてはどうか。 ○現状では調査員の選任を自治会に頼っているが、調査員をめぐるトラブルが発生する中、その法的な位置付けがあいまいなまま、協力を依頼するのは問題。調査全体のシステムをもう少し考える必要がある。 ○調査員については、質と量の問題だけでなく、コスト面からも考えなくてはならない。
3 国民の理解の確保について	○調査をする側、される側、利用する側の三分法で考えるのではなく、今は民主主義社会で、政府がお上で国民を支配しているということではないのだから、むしろ市民の要望に応じて統計に基づく行政を行っていると考えたい。 ○郵送提出のメリットには、プライバシー保護の面から、国民の不安と不満の解消というのがあって然るべきだが、事務局作成の資料にはそういった観点が少し欠けている。 ○調査票の回収の部分について民間活力を活用するのはいいと思うが、やはり国勢調査については、国、都道府県、市町村という行政が責任を持って調査をするという基本的ポリシーは最後まで残すべき。そうでないと、国民から見て、不安と不満が解消できない。5年後、10年後を見ながら、国民が安心して、プライバシーに関する不安、不満を解消した形で協力できるような仕組みと運営に持っていかななくてはならない。
4 法的整理について	○マンション管理会社などが保持する居住者名簿等の閲覧など、個人情報第三者提供については、異論があるので、「この場合には提供します」というようなことを明確にして、あらかじめ同意を得ておくのがよいと思う。 ○今後はマンション対応が大きな課題となる。管理組合などから協力を得られるよう、何らかの法的整備をし

	てはどうか。 ○ 管理会社等の協力を義務づけるのは止めた方がよい。管理会社としては、居住者情報を調査員に提供することにより、住民とのトラブルが起こるということを一番恐れているので、そこを考慮しなければならない。 ○法令という命令があって、申告する義務が生じる。非常勤の国家公務員である調査員を通じ、世帯に調査票が配布されて、初めて命令が伝わったということになるが、調査員が世帯と面会せずに調査票を郵便受けに配布する場合や、インターネットで回答するようになった場合、何をもって命令が伝わったとみなすのか。そこをしっかりとしないと、法的には齟齬を生じる恐れがあるように思う。
--	---